

問題

次の事例における、A C間及びB C間の法律関係を論じなさい。

(事例)

Aの子であるB(8歳児)は、通りすがりのCを故意にカッターで切りつけ、切り傷を負わせた。Bは以前から、カッターを振り回して他人を危険にさらす行為を度々行っていたが、Aは、そのことを把握しながらも、Bに特段の注意をすることもなければ、カッターを取り上げることもしなかった。Cの症状は、Cが出血の止まらなくなる持病を患っていたことにより悪化し、Cは長期間の入院を余儀なくされた。

解答のポイント

近時の国税民法の記述式の問題は、最新判例を素材とした長文の事例問題が多かったが、平成25年は基本事例4つを解答させる問題に傾向が変化していた。その意味で今年の出題が注目されていたが、今回は基本事例を1つに絞って基本テーマを解答させる問題となっている。

ただし、近時の記述式では不法行為法をテーマにした出題はなかったところであり、予想外の出題といえる。以下、本問のポイントを指摘する。

まず、B C間では、一般不法行為の成否(709条)が問題となるが、成立要件及びBに責任能力がないこと(712条)を示し、損害賠償請求が認められないことを簡潔に論じること。B C間はあくまで本問の前提であり、大々的に展開しないようにしたい。

次に、本問のメインのA C間では、①Aの監督者責任の成否(714条)と②損害賠償の範囲等が問題となる。①では、成立要件を中心に、監督者責任の成立を問題文の事情から端的に認めること。②は、本問の最重要論点といえるが、損害賠償の範囲等については、少なくとも判例(最判平4・6・25等)である民法722条2項類推適用(過失相殺類推適用説)を論述することが問題文の事情から求められている。

論述の際には、同条項の趣旨(私的損害の公平な分担)を踏まえて、事例問題である以上問題文から事情を引用しあてはめることも求められている。そして、最後に結論を示すことがポイントである。

解答例

1. B C間の法律関係

Cは、Bから故意にカッターで切りつけられ、切り傷を負い、長期間の入院を余儀なくされたとある。そこで、Cは、Bに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求することが考えられる(709条)。

不法行為に基づく損害賠償請求が認められるには、①責任能力ある者が、②故意又は過失によって、③他人の権利又は法律上保護された利益を違法に侵害し、④これによって(因果関係)⑤損害が発生したことが必要である(709条、712条)。

本件では、Bが②故意に③通りがかりのCをカッターで切りつけ、④これによって、⑤上記損害が発生している。しかし、8歳児のBは、加害行為の法律上の責任を弁識するに足るべき知能を備えておらず①責任能力を欠くので

(712 条)、C は B に対し損害賠償を請求できない。

2. A C 間の法律関係

(1) B の親である A は、子 B が以前からカッターを振り回して他人を危険にさらす行為を度々行ったことを把握しながらも、これを見逃している。そこで、C は、A に対し、監督者責任を追及し、上記損害を請求することが考えられる (714 条 1 項)。

監督者責任が成立するには、①責任無能力者の行為が責任能力以外の一般不法行為の要件を満たしていること、②監督義務者が監督義務を怠らなかったことの立証がないことが必要である (同条 1 項但書)。

まず、①については、責任無能力者の B の行為は、責任能力以外の一般不法行為の要件を満たしている。

次に、②については、A は子 B が他人に危害を加えるおそれがあることを把握しながらも、子 B に特段の注意をすることもなければ、カッターを取り上げることもしなかったとあるので、本問では監督義務者 A が監督義務を怠らなかったことの立証はないと思われる。以上により、C は、A に対し、監督者責任を追及することができる。

(2) もっとも、C の入院が長期間に及んだのは、C が出血の止まらなくなる持病を患っていたことが原因とある。A は、長期間の入院費は C の特異な持病に原因があるので、減額されるべきであると主張することが考えられる。

そこで、被害者の肉体的・精神的要因 (被害者の素因) が損害の拡大に寄与した場合に、民法 722 条 2 項を類推適用し、損害額の算定にこれを考慮することができるか。

この点、被害者の素因は、不法行為の発生に対する「過失」ではないので、同項を直接適用することはできない。しかし、被害者の素因が損害の拡大に寄与した場合に、常に加害者に損害全部の賠償責任を負わせるのは妥当性を欠く。

民法 722 条 2 項は、私的損害の公平な分担により妥当な損害額を定めるという趣旨であるので、被害者に対する加害行為と加害行為前から存在した被害者の疾患とが共に原因となって損害が発生又は拡大した場合で、当該疾患の態様、程度等に照らし、被害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失するときは、同条項を類推適用して、被害者の当該疾患を考慮して損害額を算定することができる考える。

本件では、カッターによる切り傷では、長期間の入院を要しないのが通例であるところ、C が上記の持病を患っていたことにより悪化し、長期間の入院を余儀なくされたのであり、当該 C の疾患 (病的素因) が長期間の入院に寄与したところが多い。よって、長期間の入院費については、減額されうる。

(3) 以上より、C は、A に対し、監督者責任を追及し、切り傷の治療費をすることができるが、長期間の入院費については減額されうるので全額の請求はできないと考えられる。

以 上
(約 1,400 字)

TAC 生はココで解けた！

関連したテーマが T A C の専門記述対策レジュメ (法律系) の民法の問題 25 (P. 288) に掲載されている。